

日本共産党の山本伸裕です。まず、議員提案第一号の、戦後70年の節目に未来志向の内閣総理大臣談話の発出を求める意見書案についての反対討論を行ないます。

戦後70年談話に関しては、安倍首相が談話を発表する考えを表明して以来、それがどのような内容のものになるのかについて、世界から大きな関心が寄せられています。日本の同盟国アメリカからは、ジェン・サキ報道官が「アメリカは、日本に、話し合いを通じて友好的な方法で隣国との歴史をめぐる問題を解決するよう促す」とのべ、日本が戦時中の軍の行為に関して、1990年代に行なった謝罪は、近隣諸国との関係改善のための努力として重要な出来事だったと、70年談話の内容に釘を刺しました。

なぜ70年談話が世界から注目されているのか、アメリカコロンビア大学のキャロル・グラック教授は、過去の戦争の記憶について、原住民の奴隷化、虐殺、植民地支配、原爆投下、慰安婦問題などの歴史を、国際的に共同して記憶しようという考え、記憶の文化が今世界に広がっているからだ指摘しています。そして戦争の記憶についてどのように対処すべきなのか、日本政府と国際社会の理解に大きな違いが生じているとも、同氏は述べておられます。日本は過去の歴史とどう向き合うのか、このことが世界から注目されているということを、私たちがわきまえる必要があるかと思えます。

そこで意見書案についてですが、第一の問題点として、戦後70年という節目の年に出される首相談話は、日本がアジア諸国と本当の「和解と友好」に向かう転機となるような内容にすることが求められると考えます。

提出された意見書案では、「過去への反省」「平和への歩み」「国際貢献」との表現が盛り込まれていますが、この間の経過を踏まえれば、村山談話の一番の核心的な部分、すなわち「植民地支配と侵略」、これに対する「痛切な反省」、この核心の部分をしっかり継承し、それにふさわしい行動をとるということを明確に示す必要があると思えます。

第二に、意見書案の「積極的平和主義の旗を一層高く掲げ」という文言であります。安倍政権は、国際協調主義に基づく積極的平和主義を掲げ、そのもとで集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更を含めた安保法制整備の基本方針を閣議決定しました。つまり積極的平和主義の旗に基づくならば、日本を戦争する国に作り変える安保法案を早く成立させるべきだということになります。こういったことには賛成できません。以上の点から、第一号意見書案については反対いたします。

次に、第二号、安全保障法制の今国会での成立を断念することを求める意見書案についての賛成討論を行ないます。

安倍政権は数の力で会期延長を強行し、なんとしても法案を成立させる構えですが、法案の審議が進めば進むほど、反対の声が広がっています。産経新聞が行なった調査でさえ、安保法制が憲法違反だとの声は 57.7% に上り、合憲だとの意見は 21.7% であります。日経新聞でも違憲 56%、合憲 22%。朝日新聞でも違憲 56%、合憲 29% です。政府が提出している法案を、憲法違反だと考える人がこれだけ多くを占めるのは異例の事態だといわなければなりません。

国会審議でも、議論をすればするほど法案の違憲性は明らかになるばかりであります。自衛隊がこれまでの憲法解釈では許されないとしてきた戦闘地域まで出かけ、弾薬の補給や武器の輸送を行なうことについて政府は、「憲法に違反しない」といいますが、そんな議論は世界に通用しません。小林節慶応大学名誉教授は、自衛隊が行なう後方支援は他国の武力行使との一体化そのものだと指摘、「兵站なしに戦闘はできない」、「露骨な戦争参加法案」だと厳しく批判しました。国連平和維持活動（PKO）と関係なく、戦乱が続く地域に自衛隊を派兵して治安活動を行なうことについて宮崎礼壹・元内閣法制局長官は、停戦合意が崩れればたちまち深刻な混乱を招き、結果的に憲法違反の武力行使にいたる恐れが大きい」と指摘しました。自民党推薦の長谷部靖男早稲田大学教授は、集団的自衛権を発動して米国の戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使に乗り出すことは憲法違反だと断言しました。阪田雅弘元内閣法制局中間は、政府がホルムズ海峡の機雷掃海を実例に上げていることについて、「わが国の重要な利益を守るために必要があると判断すれば集団的自衛権を行使できるといっているのに等しい。そうだとすると、到底、従来の政府の憲法解釈の基本的な論理の枠内とはいえなくなる」と指摘しました。法案の違憲性はいよいよ明白であります。

長谷部教授は、政治家が大事だと思ふことを政治の仕組みや国家の独占する物理的な力を使って社会全体に押し及ぼそうとすることは、大きな危険を伴うと指摘し、立憲主義の重要性を強調しています。法律を決めるのは学者ではなく政治家だなどという発言は、まさに政権与党の傲慢、おごりを露呈したものであり、すべての政治家は立憲主義の大原則に忠実であるべきことを肝に銘じる必要があります。

ところで、共同で提出しております意見書案は、安保法制が憲法違反であること、海外で戦争する国への道を開く危険な内容であるという問題点を指摘しておりますが、主たる趣旨として、今国会で採決強行しないよう求めているのであり、これは多くの国民の不安・懸念に答えるものであろうかと思ひます。法案そのものに賛成、反対という立場を超えて、民主主義の大原則に立ち返るならば、議員各位のご賛同が得られる内容ではないかと思ひます。

6月28日の熊日新聞に、元県議会議長で自民党県連副会長などを歴任された杉森猛夫さんが、安保法制の整備は絶対許されないと、その思いを語っておられます。記事の一部を紹介させていただきます。「憲法9条には多くの戦争犠牲者の悲しみや苦しき、無念さがいっぱい詰まっている。いまは国会議員のほとんどに戦争体験がなく、悲惨さが想像できないのだろうか。集団的自衛権の行使を認める安保法制は戦争への道を開き、明らかに憲法に違反している。自衛隊

の武力行使を認め、活動領域を広げるということは、隊員が命を落とす危険が広がるということだ。安保法制に賛成する議員らは、自分の子や孫を隊員として海外に派遣できるというのか。国民が納得できないことを政治がやってはいけない」。県議会議員の大先輩、自民党の重鎮であった方の言葉は傾聴に値します。ぜひ自民党、公明党議員各位、あるいは無所属議員各位も自らの政治家としての良心良識に立ち返り、意見書案へのご賛同をいただきますよう呼びかけまして討論を終わります。